国分寺都市計画図

令和６年４月26日 現在

（用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域・準防火地域、都市計画施設、高度利用地区
市街地再開発事業区域、土地区画整理事業区域、地区計画区域、日影規制区域）

この地図に記載してある用途地域や都市計画道路などの境界線は、概略線を示しています。
詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部」又は「国分寺市まちづくり部まちづくり計画課」で関係図書を縦覧して下さい。

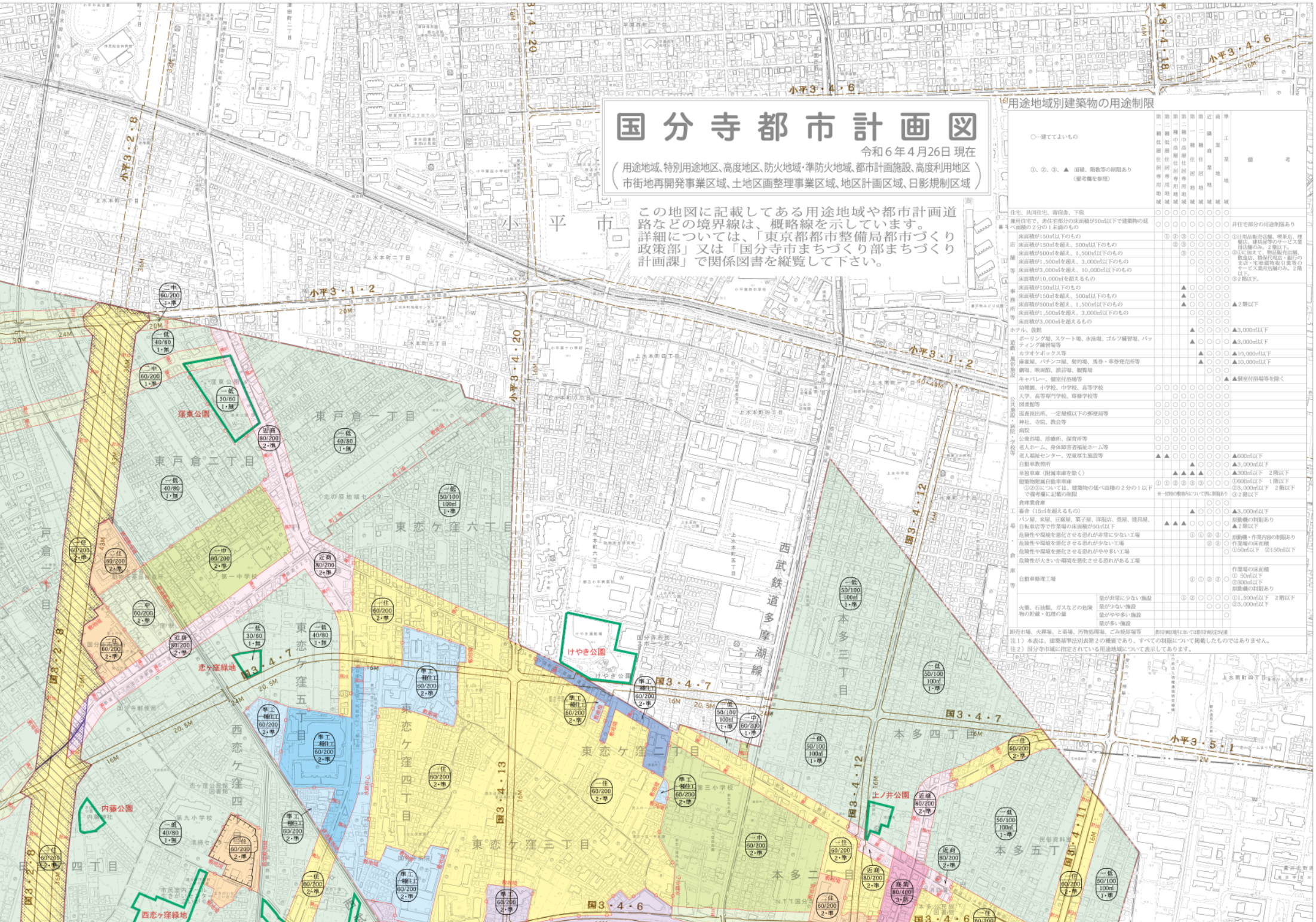

用途地域別建築物の用途制限

○…建ててよいもの ①、②、③、▲ 面積、階数等の制限あり （備考欄を参照）	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下で建築物の延べ面積の２分の１未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等 床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ、２階以下。
店舗等 床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	②に加えて、物品販売店舗、食品店、医薬品・化粧品・雑貨の販売・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、２階以下。
店舗等 床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	
店舗等 床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	
店舗等 床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの							○	○	○	
店舗等 床面積が10,000㎡を超えるもの							○	○	○	③２階以下。
事務所等 床面積が150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	
事務所等 床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	
事務所等 床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	▲２階以下
事務所等 床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	
事務所等 床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
遊戯施設・娯楽施設 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
遊戯施設・娯楽施設 カラオケボックス等						▲	○	○	○	▲10,000㎡以下
遊戯施設・娯楽施設 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	○	○	○	▲10,000㎡以下
遊戯施設・娯楽施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場							○	○	○	
遊戯施設・娯楽施設 キャバレー、個室付浴場等								○	▲	▲個室付浴場等を除く
公共施設・学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 大学、高等専門学校、専修学校等					○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 郵便局、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 病院			○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・学校等 老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
自動車教習所					▲	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲300㎡以下　２階以下
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の２分の１以下で備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	①600㎡以下　１階以下 ②3,000㎡以下　２階以下 ③２階以下
			※一団の敷地内について別に制限あり							
倉庫業倉庫							○	○	○	
工場 畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋裁店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲２階以下
工場 危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場					①	①	②	②	○	原動機・作業内容の制限あり
工場 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場							②	②	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
工場 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場									○	
工場 危険性が大きいか環境を悪化させる恐れがある工場									○	
倉庫等 自動車修理工場					①	①	②	②	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②300㎡以下 原動機の制限あり
倉庫等 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	①1,500㎡以下　２階以下 ②3,000㎡以下
倉庫等 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量が少ない施設							○	○	○	
倉庫等 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量がやや多い施設									○	
倉庫等 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量が多い施設										
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要									

注１）本表は、建築基準法別表第２の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
注２）国分寺市域に指定されている用途地域について表示してあります。